

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月23日提出

【計算期間】 第9期特定期間（自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日）

【ファンド名】 住信 世界ハイインカム債券オープン（毎月決算型）
（以下「本ファンド」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。
愛称として「インカムチョイス」という名称を用いることがあります。）

【発行者名】 住信アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平 田 誠 一

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲2丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 投信業務部長 橋 詰 廣 志

【連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目3番1号

【電話番号】 03-6259-3801

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

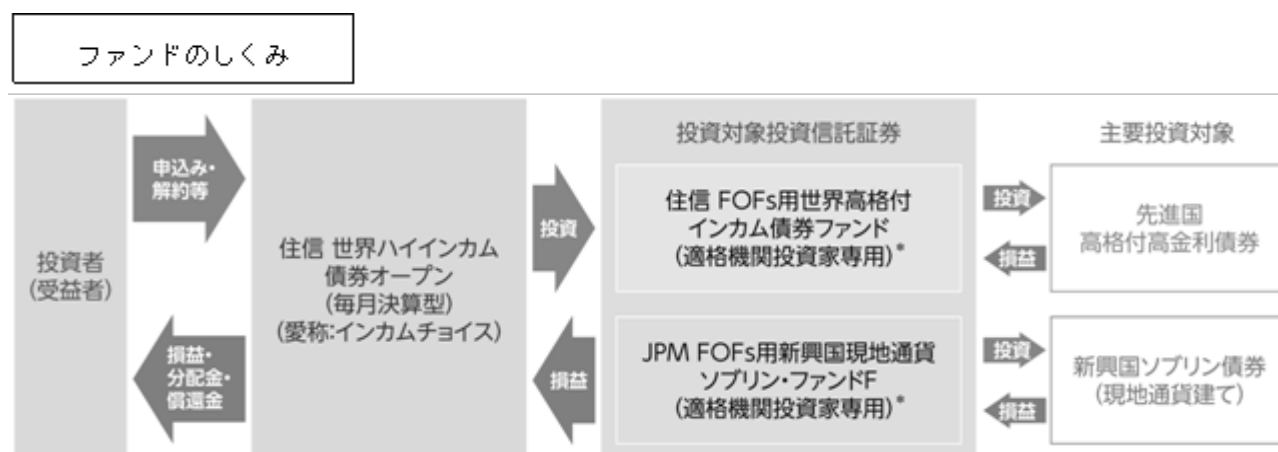
日本を除く先進国の高格付高金利債券と現地通貨建て新興国ソブリン債券に分散投資し、安定したインカムゲイン（以下「配当等収益」ということがあります。）を確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、信託金の限度額は、5,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1．日本を除く先進国の債券と現地通貨建て新興国債券に分散投資し、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- 原則として、為替ヘッジは行いません。



*印のファンドは以下（適格機関投資家専用）を省略して記載することがあります。

? ファンド・オブ・ファンズ方式とは

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託そのものに投資をして、運用を行うしくみです。

2．分散投資によるリスク低減効果や、安定的なインカムゲインの確保が期待できます。

住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

●信用力の高い高金利債券に投資

高格付で相対的に高利回りが期待できる、日本を除く先進国の国債、政府保証債、州政府債、国際機関債を中心に投資します。

投資する公社債は、取得時においてAA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスでAA-以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクでAa3以上）の長期格付を受けているものに限ります。

JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

●魅力的な債券利回り

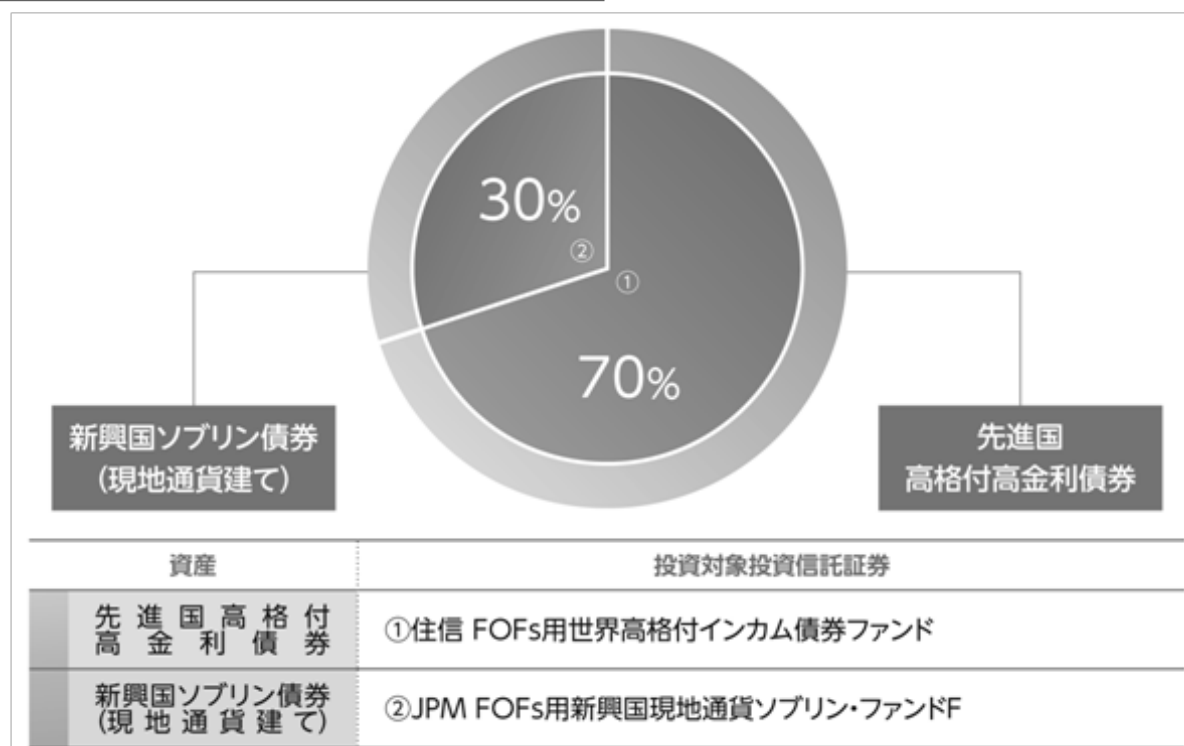
先進国と比較して、相対的に高い政策金利を反映した新興国の現地通貨建てソブリン債券に投資することで、相対的に高い利回りが期待できます。

●新興国通貨の上昇期待

貿易収支の改善等による新興国の経済成長に伴い、通貨の上昇による収益が期待できます。

3. 日本を除く先進国の高格付高金利債券70%、現地通貨建て新興国ソブリン債券30%を基本組入比率として運用します。

基本組入比率および投資対象投資信託証券
（2011年12月30日現在）



●基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

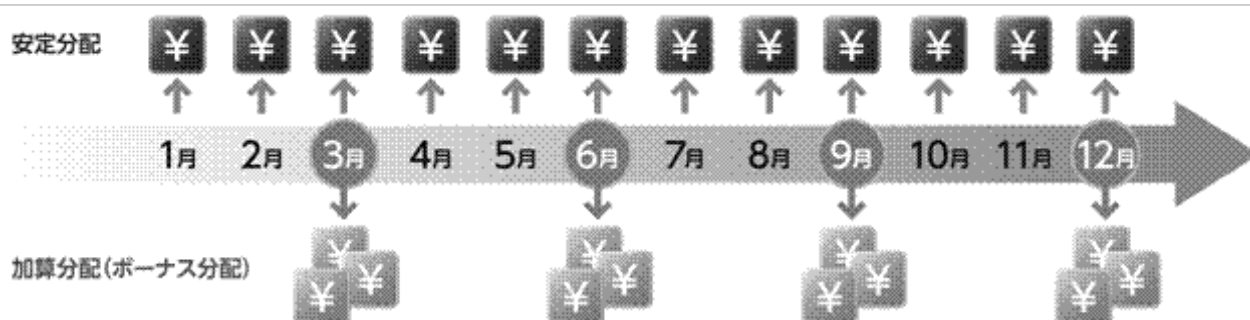
●基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。なお、投資対象とする投資信託証券の銘柄そのものについても、見直しを行う場合があります。

4. 原則として、毎決算時（年12回）に収益の分配を目指します。また、年4回（3月、6月、9月、12月）の決算時には、加算分配（以下「ボーナス分配」ということがあります。）を目指します。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額とします。
- 原則として、毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、毎決算時に安定した分配を行うことを目指します。
- 年4回（3月、6月、9月、12月）の決算時には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。

収益分配のイメージ

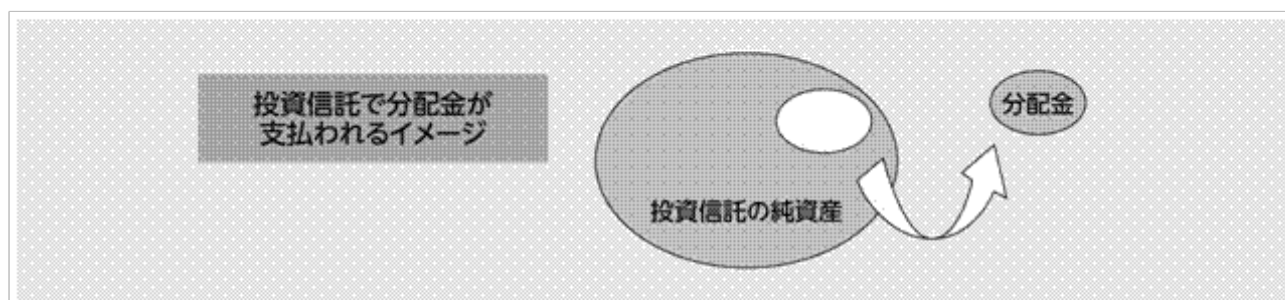


※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 売買益が確保できた場合でも、基準価額水準、市況動向等を勘案して、ボーナス分配を行わないことがあります。

〔収益分配金に関する留意事項〕

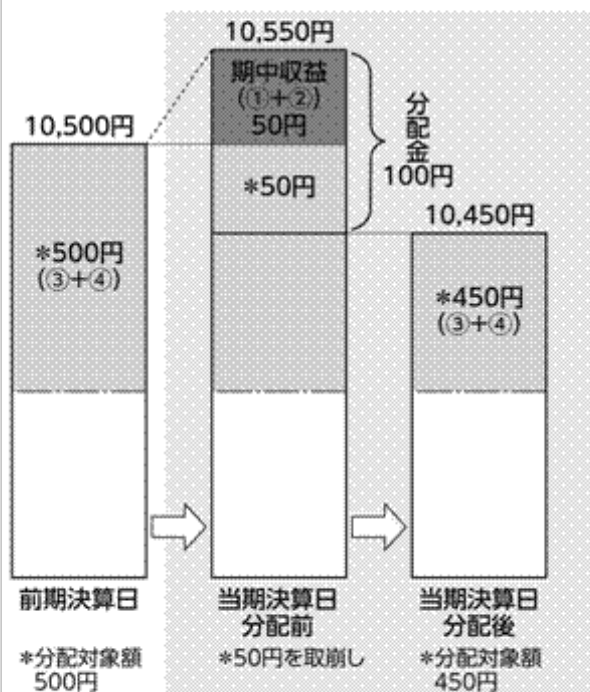
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



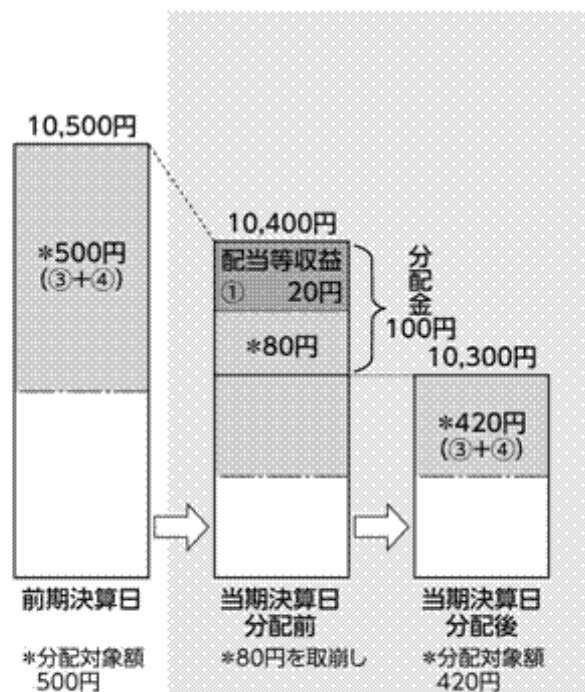
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



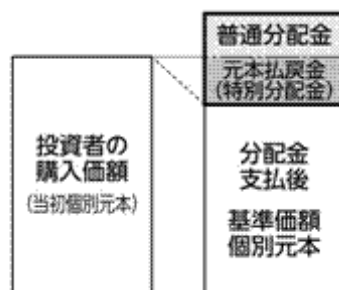
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

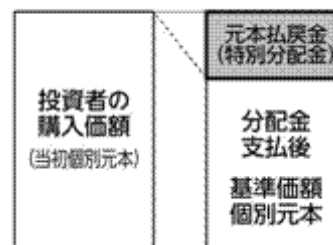
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、下記「4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

！ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券がファンド・オブ・ファンズにのみ取得されるものは信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、そうでないものは50%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。

[ファンドの商品分類]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
---------	--------	-------------------

単位型投信 追加型投信	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		オセアニア		
		中南米		
資産複合 ()	日々	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[区分における定義]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）、実質的に主として債券 一般（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

決算頻度	年12回 （毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除きます。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

- 投資対象投資信託証券の概要 -

「住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」、「JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」は、国内籍の契約型株式投資信託／適格機関投資家向け私募投資信託であり、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得させることを目的とした証券投資信託です。ファミリーファンド方式 で運用されます。

「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

以下の内容は、本書提出日現在、委託者が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

1．住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	住信アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として、住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド受益証券（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券
投資態度	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 投資する公社債は、取得時において、AA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスでAA - 以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクでAa3以上）の長期格付を受けているものに限り、なお取得後、格付の低下によってAA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上でなくなった場合は、速やかに売却するものとします。 公社債の実質組入比率は原則として高位とする方針ですが、市場環境等によっては公社債の実質組入比率が高位とならない場合があります。 ポートフォリオのデュレーション¹は、原則として2年から7年の範囲内で運営することを基本とします。 実質外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所²等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。また投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	分配対象額の範囲内で、委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4095%（税抜0.39%）
設定日	平成19年6月26日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社または助言会社	該当事項はありません。
受託会社	住友信託銀行株式会社

1「デュレーション」とは、債券価格の金利変動に対する感応度で、この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

2「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

2. JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主としてJPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下本概要中において「マザーファンド」または「マザーファンド受益証券」といいます。）

投資態度	(1) 投資対象 主として、マザーファンド受益証券を通じて投資する主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。 「新興国」とは、信託約款に規定する者（以下「運用の外部委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。 上記のほか、マザーファンドの信託財産の純資産総額（信託約款に規定するものをいいます。以下同じ。）の20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。 上記およびのほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に実質的に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、マザーファンドの信託財産の純資産総額の35%未満とします。 (2) 投資態度 上記(1)、およびに掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。 投資対象債券は、主に当該債券発行国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。 マザーファンドの信託財産として保有する債券の平均格付は、BB -（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ）またはBa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）以上に維持します。 平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。 運用の外部委託先は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、運用の外部委託先の判断により当該債券をスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付にあてはめた上で算出します。 マザーファンドの信託財産として保有する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて運用の外部委託先が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。また、ベビーファンドにて実質的に信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいい、信託約款に定めるみなし保有外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。 スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。 金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款に定める範囲で行います。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎月決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

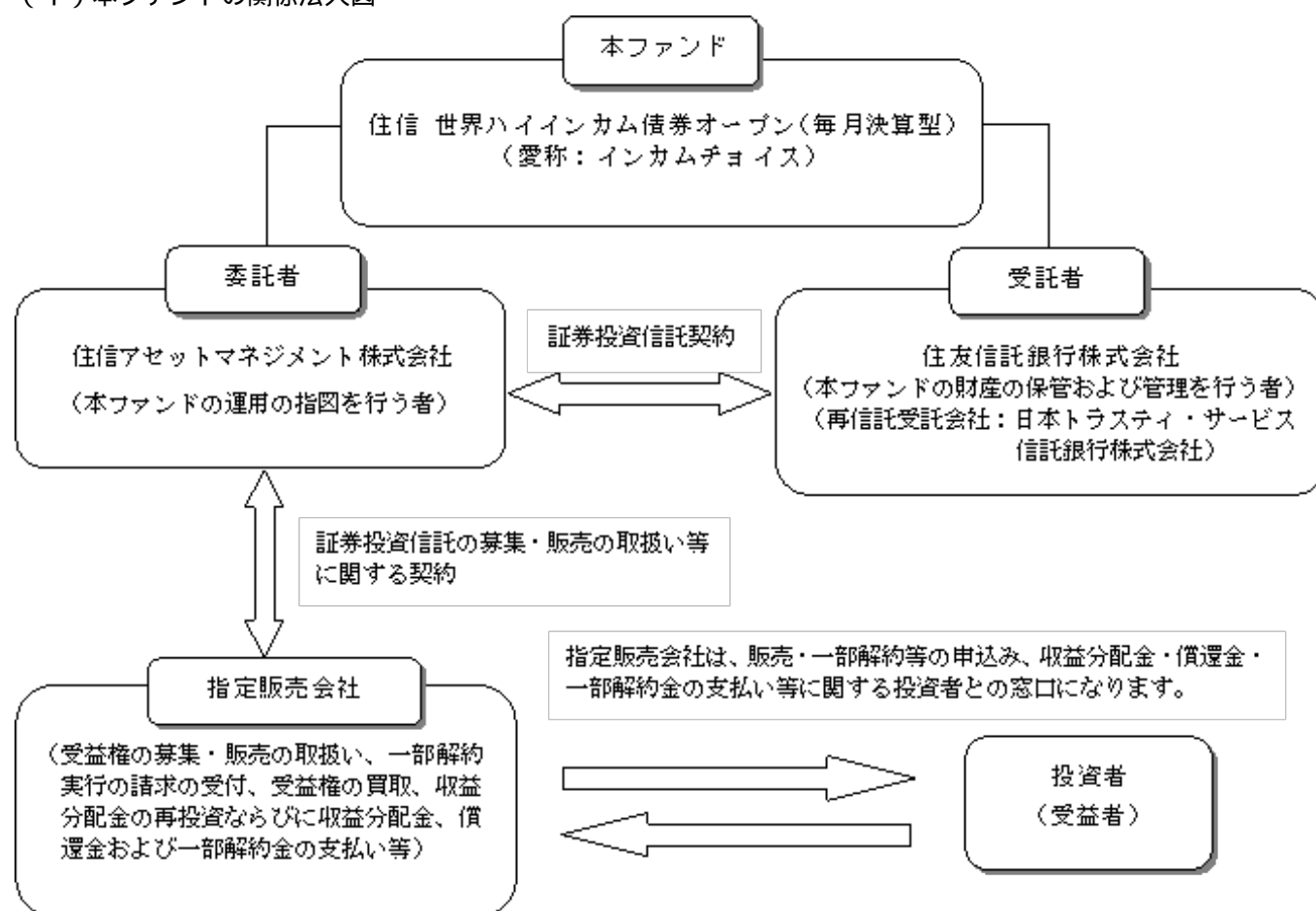
信託報酬	純資産総額に対して年率0.7770%（税抜0.74%）
設定日	平成19年6月26日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社	マザーファンドの運用の指図に関する権限を「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」に委託します。
受託会社	住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年6月25日 本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 本ファンドの関係法人図



受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

7)受益者に対する運用報告書の交付

8)その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

（八）委託会社等の概況

資本金

平成23年12月30日現在 3億円

会社の沿革

昭和61年11月 1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録

昭和62年 9月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 2年10月 1日 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年 2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年 3月25日 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

大株主の状況（平成23年12月30日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、投資対象となる投資信託証券の具体的な投資対象地域および投資手法等を考慮のうえ、投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国の高格付高金利債券に加え、現地通貨建て新興国ソブリン債券への分散投資により、安定したインカムゲインを確保しつつ、投資信託財産の中長期的な成長をはかることをめざして運用を行います。

（ロ）運用方法

投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

1. 住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）
2. JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

投資態度

1)主として、投資対象投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国の高格付高金利債券に加え、現地通貨建て新興国ソブリン債券への分散投資により、安定したインカムゲインを確保しつつ、投資信託財産の中長期的な成長をはかることをめざして運用を行います。

2)各投資対象投資信託証券は、以下の基本組入比率で配分します。

住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド （適格機関投資家専用）	70%
--	-----

J P M F O F s用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF （適格機関投資家専用）	30%
--	-----

- 3)前記2)に定める各投資対象投資信託証券の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。
- 4)各投資対象投資信託証券の基本組入比率は、原則として年1回見直しを行います。なお、投資対象とする投資信託証券の銘柄そのものについても、見直しを行う場合があります。
- 5)実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6)資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

(イ) 本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として、投資対象投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号の証券の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

(ハ) 委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

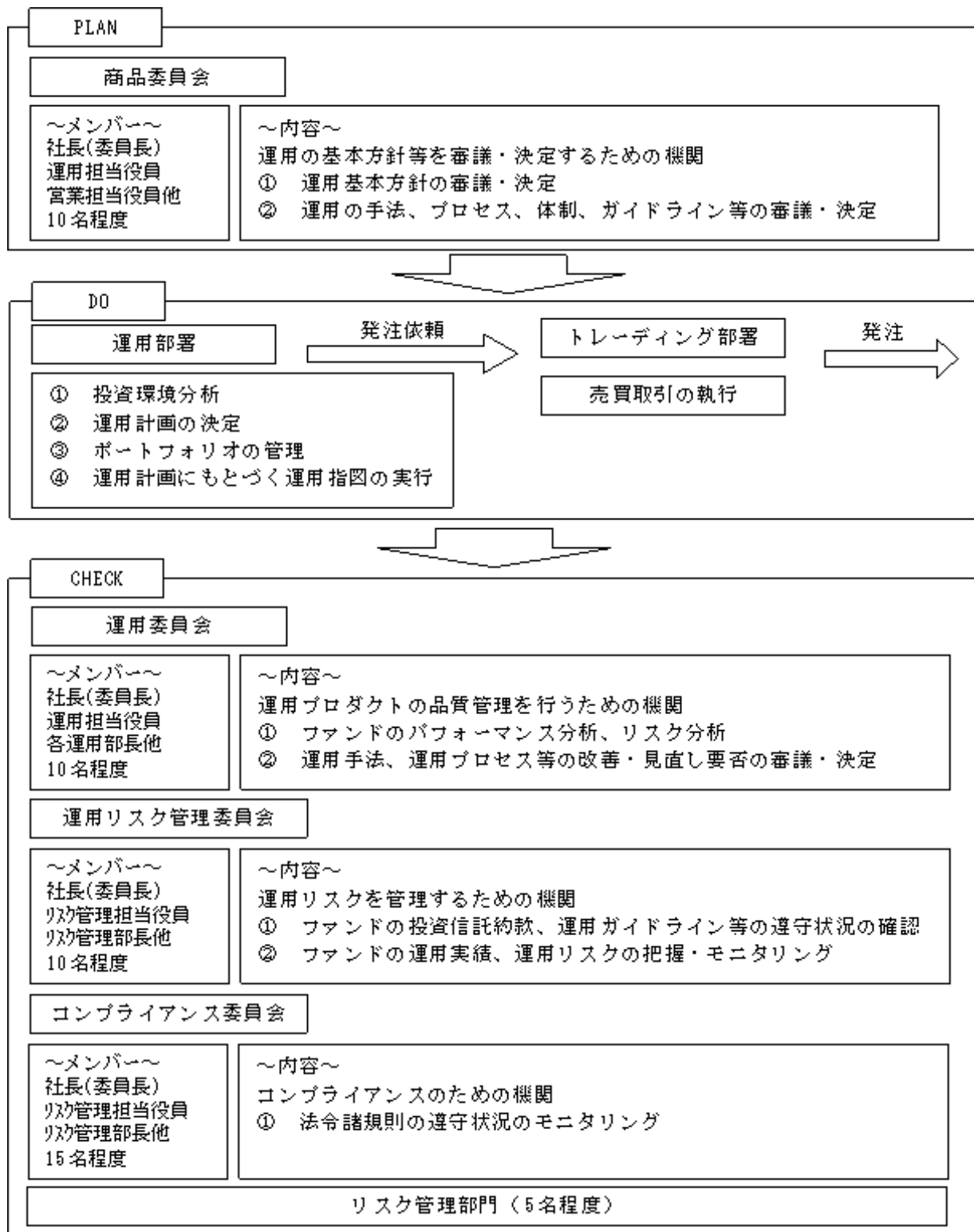
(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(ホ) 本ファンドが、本ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、前記「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 - 投資対象投資信託証券の概要 - 」に記載されている通りです。

(3)【運用体制】

本ファンドの運用体制は、以下の通りです。記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、本書提出日現在

のものであり、今後変更されることがあります。



(4) 【分配方針】

(イ) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

原則として、配当等収益を原資として、毎決算期に安定した分配を行うことを目指します。また、3月、6月、9月および12月の決算期には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。ただし、売買益が確保できた場合でも、組み入れた投資対象投資信託証券の基準価額が下落した場合には、加算分

配を行わないことがあります。委託者はこのほか、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

（ロ）収益の分配

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

（イ）投資信託約款にもとづく投資制限

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

株式への直接投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第20条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第27条）

前記における「外貨建資産への実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資対象投資信託証券の投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属する投資対象投資信託証券の時価総額に、投資対象投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち、後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは、以下の通りです。

<同一の法人の発行する株式への投資制限>（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

<デリバティブ取引に係る投資制限>（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

（イ）本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。したがって、以下に記載する本ファンドのリスク要因を十分にご理解いただいたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。なお、本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

1)債券価格変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）局面では値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。

2)為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

3)カントリーリスク

新興国で発行される有価証券等、または新興国現地通貨建資産の価格は、当該国・地域の政治・経済、

社会制度、対外関係等の変化により大きく変動する可能性があり、基準価額の変動要因となります。

4)流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 1)本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用するため、投資対象投資信託証券に対し、同じ投資対象投資信託証券に投資する他のファンドによる追加設定および一部解約等があり、投資対象投資信託証券において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- 2)本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（ロ）リスクの管理体制

委託者におけるリスクマネジメント体制

- ・委託者では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っています（運用を再委託しているファンドも含みます。）。
- ・モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は、3.15%（税抜3.00%）です。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時とします。）

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率0.8400% （税抜0.80%）	純資産総額に対して 年率0.1260% （税抜0.12%）	純資産総額に対して 年率0.6825% （税抜0.65%）	純資産総額に対して 年率0.0315% （税抜0.03%）

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

なお、上記のほか、投資対象投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

（参考）投資対象投資信託証券の信託報酬等

投資対象投資信託証券の名称	信託報酬率 (純資産総額に対する年率)
住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド (適格機関投資家専用)	0.4095% (税抜0.39%)
JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	0.7770% (税抜0.74%)

上記の信託報酬率は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。なお、各投資対象投資信託証券について、本書提出日現在、申込手数料はありません。

本ファンドの信託報酬に投資対象投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬について、本書提出日現在の基本組入比率をもとに委託者が試算した概算値は、税込みで年率1.35975% ± 0.04%程度です。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、本ファンドの実際の投資対象投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

(イ) ご解約時には、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保金」（以下「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

(ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）

(ハ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）

(ニ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

(イ) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、住民税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）

平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）
-------------	-------------------

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記の表の通りです。

損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成24年12月31日まで	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

（ハ）個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成23年12月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,422,290,910	98.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		47,075,593	1.36
合計(純資産総額)		3,469,366,503	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】(平成23年12月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド (適格機関投資家専用)	3,881,554,565	0.6421	2,492,346,186	0.6338	2,460,129,283	70.91
日本	投資信託 受益証券	J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ ファンドF(適格機関投資家専用)	1,862,849,231	0.5297	986,751,237	0.5165	962,161,627	27.73

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.64
合計	98.64

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第1期特定期間末	(分配付) 12,545,637,575	(分配付) 0.9429
(平成19年12月 5日)	(分配落) 12,476,451,158	(分配落) 0.9377

第2期特定期間末 (平成20年 6月 5日)	(分配付)	14,394,297,686	(分配付)	0.9102
	(分配落)	14,312,066,608	(分配落)	0.9050
第3期特定期間末 (平成20年12月 5日)	(分配付)	11,108,301,293	(分配付)	0.6412
	(分配落)	11,042,468,568	(分配落)	0.6374
第4期特定期間末 (平成21年 6月 5日)	(分配付)	11,982,777,210	(分配付)	0.7184
	(分配落)	11,932,739,043	(分配落)	0.7154
第5期特定期間末 (平成21年12月 7日)	(分配付)	10,418,968,207	(分配付)	0.7206
	(分配落)	10,375,594,180	(分配落)	0.7176
第6期特定期間末 (平成22年 6月 7日)	(分配付)	8,485,290,523	(分配付)	0.6958
	(分配落)	8,448,707,602	(分配落)	0.6928
第7期特定期間末 (平成22年12月 6日)	(分配付)	6,574,222,285	(分配付)	0.6761
	(分配落)	6,545,050,689	(分配落)	0.6731
第8期特定期間末 (平成23年 6月 6日)	(分配付)	5,161,332,837	(分配付)	0.6935
	(分配落)	5,139,005,625	(分配落)	0.6905
第9期特定期間末 (平成23年12月 5日)	(分配付)	3,621,928,612	(分配付)	0.6132
	(分配落)	3,604,207,585	(分配落)	0.6102
平成22年12月末日		6,220,752,772		0.6618
平成23年 1月末日		5,985,933,614		0.6716
2月末日		5,632,137,221		0.6645
3月末日		5,411,730,235		0.6768
4月末日		5,430,432,665		0.6971
5月末日		5,138,348,797		0.6881
6月末日		4,898,227,993		0.6849
7月末日		4,651,361,066		0.6736
8月末日		4,424,131,040		0.6626
9月末日		3,879,386,100		0.6004
10月末日		3,869,513,094		0.6220
11月末日		3,570,939,207		0.6014
12月末日		3,469,366,503		0.6024

【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期特定期間 (平成19年 6月25日～平成19年12月 5日)	0.0208
第2期特定期間 (平成19年12月 6日～平成20年 6月 5日)	0.0312
第3期特定期間 (平成20年 6月 6日～平成20年12月 5日)	0.0291
第4期特定期間 (平成20年12月 6日～平成21年 6月 5日)	0.0188
第5期特定期間 (平成21年 6月 6日～平成21年12月 7日)	0.0180
第6期特定期間 (平成21年12月 8日～平成22年 6月 7日)	0.0180
第7期特定期間 (平成22年 6月 8日～平成22年12月 6日)	0.0180
第8期特定期間 (平成22年12月 7日～平成23年 6月 6日)	0.0180
第9期特定期間 (平成23年 6月 7日～平成23年12月 5日)	0.0180

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期特定期間（平成19年 6月25日～平成19年12月 5日）	4.2
第2期特定期間（平成19年12月 6日～平成20年 6月 5日）	0.2
第3期特定期間（平成20年 6月 6日～平成20年12月 5日）	26.4
第4期特定期間（平成20年12月 6日～平成21年 6月 5日）	15.2
第5期特定期間（平成21年 6月 6日～平成21年12月 7日）	2.8
第6期特定期間（平成21年12月 8日～平成22年 6月 7日）	0.9
第7期特定期間（平成22年 6月 8日～平成22年12月 6日）	0.2
第8期特定期間（平成22年12月 7日～平成23年 6月 6日）	5.3
第9期特定期間（平成23年 6月 7日～平成23年12月 5日）	9.0

(注1) 収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

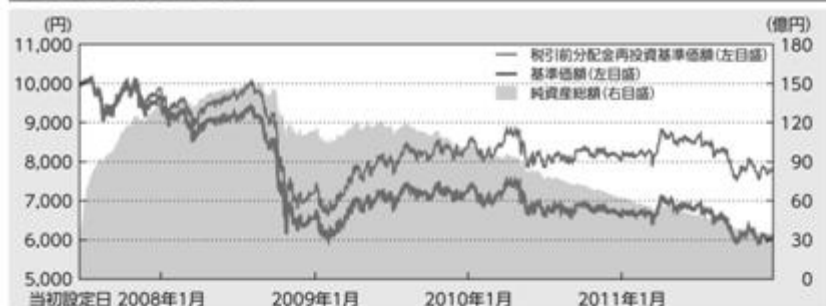
(注2) 小数第2位を四捨五入しております。

（参考情報）

当初設定日：2007年6月25日

作成基準日：2011年12月30日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフ内の税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	6,024円
純資産総額	35億円

〈基準価額の騰落率〉

1ヶ月	0.66%
3ヶ月	1.82%
6ヶ月	-9.54%
1年	-3.88%
3年	7.61%
5年	—
設定来	-22.55%

※上記は作成基準日からの期間です。
 ※騰落率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:1,899円 直近1年間分配金合計額:360円

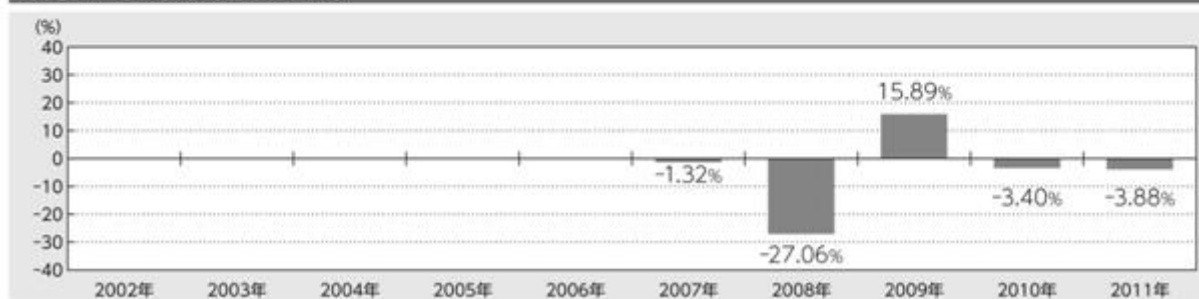
決算期	2011年8月	2011年9月	2011年10月	2011年11月	2011年12月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円

※分配金額は株価、金利、為替などの変動の影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド(適格機関投資家専用)	70.9%
JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	27.7%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※2007年は当初設定日から年末までの収益率です。
 ※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、委託者のホームページでご確認いただけます。

(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第1期特定期間 (平成19年 6月25日～平成19年12月 5日)	13,385,217,207	80,136,980	13,305,080,227
第2期特定期間 (平成19年12月 6日～平成20年 6月 5日)	2,947,869,656	439,281,020	15,813,668,863
第3期特定期間 (平成20年 6月 6日～平成20年12月 5日)	2,275,395,361	764,662,674	17,324,401,550

第4期特定期間 (平成20年12月 6日～平成21年 6月 5日)	222,611,859	867,624,265	16,679,389,144
第5期特定期間 (平成21年 6月 6日～平成21年12月 7日)	94,574,741	2,315,954,729	14,458,009,156
第6期特定期間 (平成21年12月 8日～平成22年 6月 7日)	49,236,642	2,312,938,568	12,194,307,230
第7期特定期間 (平成22年 6月 8日～平成22年12月 6日)	44,257,926	2,514,699,815	9,723,865,341
第8期特定期間 (平成22年12月 7日～平成23年 6月 6日)	42,216,446	2,323,677,495	7,442,404,292
第9期特定期間 (平成23年 6月 7日～平成23年12月 5日)	31,544,075	1,566,939,042	5,907,009,325

(注)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(イ) 申込手続

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行います。

取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。ただし、ニューヨークまたはロンドンまたはシドニーの銀行もしくは取引所の休業日においては、取得の申込みは受け付けません。ニューヨーク、ロンドン、シドニーの銀行および取引所の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。

本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、

申込みには、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後の分配金を受領する「一般コース」と、税金を差し引いた後の分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。取扱いコースの詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」

料」に記載されている先と同じです。

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（ロ）申込単位

指定販売会社が個別に定める単位とします。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ハ）申込手数料

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.00%）です。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

2【換金（解約）手続等】

（イ）受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は、指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ロ）受益権のご解約の請求

ご解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨークまたはロンドンまたはシドニーの銀行もしくは取引所の休業日においては、ご解約の請求を受け付けないものとします。ニューヨーク、ロンドン、シドニーの銀行および取引所の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。なお、解約単位は、指定販売会社が個別に定める単位とします。

受益者が前記のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、前記のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

ご解約の価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

解約価額＝解約請求受付日の翌々営業日の基準価額－信託財産留保金

= 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額 - (解約請求受付日の翌々営業日の基準価額 × 0.3%)

ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。

解約代金は、原則として、解約請求受付日より起算して7営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

前記により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記の規定に準じて計算された価額とします。

解約単位および解約価額に関する投資者の皆様による照会方法等については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（八）換金制限

本ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（イ）基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象である投資信託証券の評価方法]

原則として、本ファンドの基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

（ロ）基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

（ハ）基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資者の皆様による照会方法等については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当りに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年6月25日から投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

原則として、毎月6日から翌月5日までとします。なお、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(イ) 信託の終了

- (a) 委託者は、投資信託約款に定める信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託者は、前記(a)および(b)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (d) 前記(c)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (e) 前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)および(b)の投資信託契約の解約をしません。
- (f) 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g) 前記(d)から(f)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ロ) 投資信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ) 投資信託約款の変更

- (a) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託者は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え

るときは、前記(a)の投資信託約款の変更をしません。

- (e)委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 に記載されている手続きにしたがいます。

(ハ) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

(ニ) 運用報告書

委託者は、6計算期間の末日（6月および12月）ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(ホ) 信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

(ヘ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

(イ) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

前記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）

に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

（ハ）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすることにより換金する権利を有します。

（二）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ホ）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成23年6月7日から平成23年12月5日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

住信 世界ハインカム債券オープン（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成23年 6 月 6 日現在)	当期 (平成23年12月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,494,266	31,265,794
投資信託受益証券	5,128,869,462	3,576,387,441
未収入金	4,976,566	35,478,435
未収利息	36	37
流動資産合計	5,176,340,330	3,643,131,707
資産合計	5,176,340,330	3,643,131,707
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,327,212	17,721,027
未払解約金	11,282,083	18,833,506
未払受託者報酬	138,838	88,306
未払委託者報酬	3,563,443	2,266,575
その他未払費用	23,129	14,708
流動負債合計	37,334,705	38,924,122
負債合計	37,334,705	38,924,122
純資産の部		
元本等		
元本	7,442,404,292	5,907,009,325
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,303,398,667	2,302,801,740
（分配準備積立金）	70,871,987	51,680,737
元本等合計	5,139,005,625	3,604,207,585
純資産合計	5,139,005,625	3,604,207,585
負債純資産合計	5,176,340,330	3,643,131,707

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成22年12月 7 日 至 平成23年 6 月 6 日)	当期 (自 平成23年 6 月 7 日 至 平成23年12月 5 日)
営業収益		
受取配当金	174,477,896	128,255,387
受取利息	13,064	7,195
有価証券売買等損益	125,312,825	536,938,893
営業収益合計	299,803,785	408,676,311
営業費用		
受託者報酬	898,303	673,891
委託者報酬	23,056,282	17,296,481
その他費用	149,659	112,255
営業費用合計	24,104,244	18,082,627
営業利益又は営業損失（ ）	275,699,541	426,758,938
経常利益又は経常損失（ ）	275,699,541	426,758,938
当期純利益又は当期純損失（ ）	275,699,541	426,758,938
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	578,757	12,399,638
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,178,814,652	2,303,398,667
剰余金増加額又は欠損金減少額	761,889,128	543,126,509
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	761,889,128	543,126,509
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,778,415	10,790,036
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,778,415	10,790,036
分配金	148,973,026	117,380,246
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,303,398,667	2,302,801,740

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期 (自 平成23年 6月 7日 至 平成23年12月 5日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において100%で計上しております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成23年 6月 6日現在)	当期 (平成23年12月 5日現在)
1. 期首元本額	9,723,865,341円	7,442,404,292円
期中追加設定元本額	42,216,446円	31,544,075円
期中一部解約元本額	2,323,677,495円	1,566,939,042円
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を 2,303,398,667円下回っております。	純資産額は、元本を 2,302,801,740円下回っております。
3. 特定期間末日における受益権の総数	7,442,404,292口	5,907,009,325口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期 (自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日)	当期 (自 平成23年 6月 7日 至 平成23年12月 5日)
分配金の計算過程	平成22年12月7日から平成23年1月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（22,435,538円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,017,681円）及び分配準備積立金（78,040,483円）により、分配対象収益は101,493,702円（1万口当たり108円37銭）であり、うち28,095,834円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	平成23年6月7日から平成23年7月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（23,333,695円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,089,093円）及び分配準備積立金（68,200,230円）により、分配対象収益は92,623,018円（1万口当たり130円39銭）であり、うち21,310,111円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年1月6日から平成23年2月7日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（44,920,903円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（997,668円）及び分配準備積立金（68,620,552円）により、分配対象収益は114,539,123円（1万口当たり130円33銭）であり、うち26,363,198円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年2月8日から平成23年3月7日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（24,785,721円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,038,437円）及び分配準備積立金（83,718,657円）により、分配対象収益は109,542,815円（1万口当たり130円44銭）であり、うち25,193,236円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年3月8日から平成23年4月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（24,227,926円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,043,892円）及び分配準備積立金（79,802,016円）により、分配対象収益は105,073,834円（1万口当たり131円78銭）であり、うち23,919,395円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年4月6日から平成23年5月6日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（20,609,566円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,054,709円）及び分配準備積立金（77,596,333円）により、分配対象収益は99,260,608円（1万口当たり129円05銭）であり、うち23,074,151円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年5月7日から平成23年6月6日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（20,057,756円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,066,871円）及び分配準備積立金（73,141,443円）により、分配対象収益は94,266,070円（1万口当たり126円66銭）であり、うち22,327,212円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年7月6日から平成23年8月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（33,697,455円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,119,786円）及び分配準備積立金（68,137,336円）により、分配対象収益は102,954,577円（1万口当たり150円21銭）であり、うち20,561,836円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年8月6日から平成23年9月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（15,016,004円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,145,233円）及び分配準備積立金（79,277,851円）により、分配対象収益は95,439,088円（1万口当たり143円31銭）であり、うち19,978,234円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年9月6日から平成23年10月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（14,970,381円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,156,824円）及び分配準備積立金（72,227,006円）により、分配対象収益は88,354,211円（1万口当たり137円16銭）であり、うち19,325,008円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年10月6日から平成23年11月7日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（13,460,900円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,151,699円）及び分配準備積立金（65,036,635円）により、分配対象収益は79,649,234円（1万口当たり129円27銭）であり、うち18,484,030円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

平成23年11月8日から平成23年12月5日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（11,466,612円）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,140,089円）及び分配準備積立金（57,935,152円）により、分配対象収益は70,541,853円（1万口当たり119円42銭）であり、うち17,721,027円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 (自 平成23年 6月 7日 至 平成23年12月 5日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国の高格付高金利債券に加え、現地通貨建て新興国ソブリン債券への分散投資により、安定したインカムゲインを確保しつつ、投資信託財産の中長期的な成長をはかることをめざして運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク ・ 為替変動リスク ・ カントリーリスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含まれます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	当期 (平成23年12月 5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	a. 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 b. コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 (平成23年 6月 6日現在)	当期 (平成23年12月 5日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	50,829,356	94,355,440
合計	50,829,356	94,355,440

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 (平成23年 6月 6日現在)	当期 (平成23年12月 5日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 平成23年 6月 7日 至 平成23年12月 5日)
当特定期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給 付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

前期 (平成23年 6月 6日現在)	当期 (平成23年12月 5日現在)
1口当たり純資産額 = 0.6905円	1口当たり純資産額 = 0.6102円

(4)【附属明細表】(平成23年12月5日現在)

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
投資信託 受益証券	J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	1,918,493,231	1,016,225,864
	住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド (適格機関投資家専用)	3,987,169,565	2,560,161,577
合計		5,905,662,796	3,576,387,441

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

本ファンドは、国内投資信託証券である「住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」および「J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託証券です。
なお、以下に、運用会社にて監査を受けた財務諸表を記載しております。

1. 住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

ファンドの経理状況

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当期(平成23年5月27日から平成23年11月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

(1)貸借対照表

(単位：円)

	前期 (平成23年 5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	869,118	24,500,001
親投資信託受益証券	7,508,244,774	5,423,757,781
未収入金	47,322,988	—
未収利息	1	37
流動資産合計	7,556,436,881	5,448,257,819
資産合計	7,556,436,881	5,448,257,819
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,788,631	21,699,908
未払解約金	36,324,139	—
未払受託者報酬	131,904	107,097
未払委託者報酬	2,440,204	1,981,292
その他未払費用	32,968	26,763
流動負債合計	72,717,846	23,815,060
負債合計	72,717,846	23,815,060
純資産の部		
元本等		
元本	10,558,947,425	8,679,963,425
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,075,228,390	3,255,520,666

(分配準備積立金)	(8,261,981)	(5,786,130)
元本等合計	7,483,719,035	5,424,442,759
純資産合計	7,483,719,035	5,424,442,759
負債純資産合計	7,556,436,881	5,448,257,819

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	前期 (自 平成22年11月27日 至 平成23年 5月26日)	当期 (自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日)
営業収益		
受取利息	318	53
有価証券売買等損益	393,747,560	597,811,358
営業収益合計	393,747,878	597,811,305
営業費用		
受託者報酬	850,454	681,938
委託者報酬	15,733,293	12,615,883
その他費用	212,554	170,428
営業費用合計	16,796,301	13,468,249
営業利益又は営業損失()	376,951,577	611,279,554
経常利益又は経常損失()	376,951,577	611,279,554
当期純利益又は当期純損失()	376,951,577	611,279,554
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	11,499,166	354,708
期首剰余金又は期首欠損金()	4,063,189,523	3,075,228,390
剰余金増加額又は欠損金減少額	836,517,424	596,930,352
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	836,517,424	596,930,352
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	214,008,702	166,297,782
期末剰余金又は期末欠損金()	3,075,228,390	3,255,520,666

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期 (自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他	当ファンドの計算期間は、原則として毎月27日から翌月26日までであります。平成23年11月26日・27日は休日のため、当計算期間末日は、平成23年11月28日となっております。このため当特定期間は、平成23年5月27日から平成23年11月28日までとなっております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成23年 5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
1. 期首元本額	13,249,458,425円	10,558,947,425円
期中追加設定元本額	—	—
期中一部解約元本額	2,690,511,000円	1,878,984,000円
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を 3,075,228,390円下回っており ます。	純資産額は、元本を 3,255,520,666円下回っており ます。
3. 特定期間末日における受益権の総数	10,558,947,425口	8,679,963,425口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期 (自 平成22年11月27日 至 平成23年 5月26日)	当期 (自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日)
分配金の計算過程	平成22年11月27日から平成22年12月27日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（38,495,937円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,127,476円）及び分配準備積立金（8,080,527円）により、分配対象収益は47,703,940円（1万口当たり38円24銭）であり、うち37,417,666円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 平成22年12月28日から平成23年1月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（37,876,440円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,082,350円）及び分配準備積立金（8,792,236円）により、分配対象収益は47,751,026円（1万口当たり39円88銭）であり、うち35,920,123円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	平成23年5月27日から平成23年6月27日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（32,452,381円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（914,907円）及び分配準備積立金（7,919,327円）により、分配対象収益は41,286,615円（1万口当たり40円79銭）であり、うち32,387,278円（1万口当たり32円）を分配金額としております。 平成23年6月28日から平成23年7月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（27,463,316円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（863,240円）及び分配準備積立金（7,533,521円）により、分配対象収益は35,860,077円（1万口当たり37円55銭）であり、うち30,558,241円（1万口当たり32円）を分配金額としております。

平成23年1月27日から平成23年2月28日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（38,336,769円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,055,346円）及び分配準備積立金（10,480,384円）により、分配対象収益は49,872,499円（1万口当たり42円71銭）であり、うち40,861,283円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 平成23年3月1日から平成23年3月28日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（33,543,414円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,008,820円）及び分配準備積立金（7,605,099円）により、分配対象収益は42,157,333円（1万口当たり37円77銭）であり、うち33,479,782円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 平成23年3月29日から平成23年4月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（34,737,732円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（980,538円）及び分配準備積立金（7,453,744円）により、分配対象収益は43,172,014円（1万口当たり39円80銭）であり、うち32,541,217円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 平成23年4月27日から平成23年5月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（32,656,686円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（954,493円）及び分配準備積立金（9,393,926円）により、分配対象収益は43,005,105円（1万口当たり40円72銭）であり、うち33,788,631円（1万口当たり32円）を分配金額としております。	平成23年7月27日から平成23年8月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（28,197,947円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（847,445円）及び分配準備積立金（4,357,378円）により、分配対象収益は33,402,770円（1万口当たり35円63銭）であり、うち29,999,082円（1万口当たり32円）を分配金額としております。 平成23年8月27日から平成23年9月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（26,762,423円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（828,298円）及び分配準備積立金（2,498,489円）により、分配対象収益は30,089,210円（1万口当たり32円83銭）であり、うち29,321,300円（1万口当たり32円）を分配金額としております。 平成23年9月27日から平成23年10月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（23,655,844円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（360,859円）及び分配準備積立金（387,768円）により、分配対象収益は24,404,471円（1万口当たり27円32銭）であり、うち22,331,973円（1万口当たり25円）を分配金額としております。 平成23年10月27日から平成23年11月28日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益（25,822,845円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（350,646円）及び分配準備積立金（1,663,193円）により、分配対象収益は27,836,684円（1万口当たり32円07銭）であり、うち21,699,908円（1万口当たり25円）を分配金額としております。
---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 (自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、住信 世界高格付インカム債券 マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク ・ 為替変動リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含まれます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	当期 (平成23年11月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	a. 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 b. コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 (平成23年 5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,982,422	91,968,326
合計	2,982,422	91,968,326

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 (平成23年 5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日)
当特定期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のものの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

前期 (平成23年 5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
1口当たり純資産額 = 0.7088円	1口当たり純資産額 = 0.6249円

(4)附属明細表（平成23年11月28日現在）

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
親投資信託受益証券	住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド	5,933,440,304	5,423,757,781
合計		5,933,440,304	5,423,757,781

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」は、「住信 世界高格付インカム債券マザーファンド」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の受益証券です。

「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成23年 5月26日現在)	(平成23年11月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	110,231,417	86,777,678
コール・ローン	180,143,802	83,827,823
国債証券	6,624,731,662	4,251,826,298
地方債証券	1,732,301,819	1,322,478,796
特殊債券	7,969,656,374	6,416,170,693
派生商品評価勘定	—	170,113
未収入金	182,141,843	—
未収利息	329,003,180	168,276,077
前払費用	—	26,855,191
流動資産合計	17,128,210,097	12,356,382,669
資産合計	17,128,210,097	12,356,382,669
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,007,148	565,588
未払金	—	58,736,480
未払解約金	55,322,988	7,000,000
流動負債合計	58,330,136	66,302,068
負債合計	58,330,136	66,302,068
純資産の部		
元本等		
元本	16,950,733,414	13,444,445,331
剰余金		
剰余金又は欠損金()	119,146,547	1,154,364,730
元本等合計	17,069,879,961	12,290,080,601
純資産合計	17,069,879,961	12,290,080,601
負債純資産合計	17,128,210,097	12,356,382,669

(注)「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年1月20日から翌年1月19日までであり、「住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間とは異なっております。上記の表は、平成23年5月26日及び平成23年11月28日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	（自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日）
1. 資産の評価基準及び評価方法	（１）国債証券、地方債証券、特殊債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価格、価格情報会社の提供する価格又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 （２）外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

（追加情報）

本報告書における開示対象ファンドの計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

	（平成23年 5月26日現在）	（平成23年11月28日現在）
1. 期首元本額	22,408,741,235円	16,950,733,414円
期中追加設定元本額	7,165,470円	742,045円
期中一部解約元本額	5,465,173,291円	3,507,030,128円
期末元本額	16,950,733,414円	13,444,445,331円
元本額の内訳		
住信 世界ダブルハイインカム （奇数月決算型）	9,494,681,006円	7,511,005,027円
住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド （適格機関投資家専用）	7,456,052,408円	5,933,440,304円
2. 元本の欠損	—	純資産額は、元本を 1,154,364,730円下回っております。
3. 計算期間末日における受益権の総数	16,950,733,414口	13,444,445,331口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日）
----	----------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、日本を除く、世界の高格付の高金利公社債に投資しリスクを低減しつつ、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク ・ 為替変動リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含みます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年11月28日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	a. 国債証券、地方債証券、特殊債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 b. 外国為替予約 1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。 c. コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(平成23年 5月26日現在)	(平成23年11月28日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	38,271,084	25,275,126
地方債証券	7,833,350	34,141,526
特殊債券	43,239,295	105,151
合 計	89,343,729	8,761,249

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種 類	(平成23年 5月26日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド	215,301,303	—	218,308,451	3,007,148
合 計		215,301,303	—	218,308,451	3,007,148

(注) 時価の算定方法

前述の(金融商品の時価に関する事項)に記載していますのでここでは省略しております。

通貨関連

区分	種 類	(平成23年11月28日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	59,604,987	—	59,775,100	170,113
	売建 カナダドル	59,604,987	—	60,170,575	565,588
	合 計	119,209,974	—	119,945,675	395,475

(注) 時価の算定方法

前述の(金融商品の時価に関する事項)に記載していますのでここでは省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年 5月27日 至 平成23年11月28日)

本報告書における開示対象ファンドの計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のものの以外の取引は行っておりません。
また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

（平成23年 5月26日現在）	（平成23年11月28日現在）
1口当たり純資産額 = 1.0070円	1口当たり純資産額 = 0.9141円

(3)附属明細表（平成23年11月28日現在）

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	ITALY 6.875% 09/27/23	500,000.00	441,844.50	
		POLAND 6.25% 07/03/12	1,500,000.00	1,546,125.00	
		T 7.625% 02/15/25	500,000.00	805,078.12	
		T 9% 11/15/18	3,000,000.00	4,533,398.42	
	小計		5,500,000.00	7,326,446.04 (568,825,270)	
	イギリスポンド	SWED 9.75% 09/15/14	2,000,000.00	2,453,520.00	
		UKT 4.25% 06/07/32	1,000,000.00	1,196,400.00	
		UKT 5% 03/07/25	100,000.00	127,195.00	
		UKT 8.75% 08/25/17	2,000,000.00	2,806,400.00	
	小計		5,100,000.00	6,583,515.00 (791,733,513)	
	マレーシアリングット	MGS 4.16% 07/15/21	25,000,000.00	25,820,000.00	
	小計		25,000,000.00	25,820,000.00 (630,008,000)	
	ニュージーランドドル	NZGB 6% 04/15/15	2,000,000.00	2,206,160.00	
		NZGB 6% 05/15/21	5,000,000.00	5,797,350.00	
	小計		7,000,000.00	8,003,510.00 (465,484,141)	
	ノルウェークローネ	NGB 5% 05/15/15	13,000,000.00	14,616,290.00	
		NGB 6.5% 05/15/13	20,000,000.00	21,523,600.00	
	小計		33,000,000.00	36,139,890.00 (475,600,952)	
	韓国ウォン	NDFB 5.75% 09/10/18	8,000,000,000.00	8,967,044,832.00	
	小計		8,000,000,000.00	8,967,044,832.00 (602,585,412)	
	ユーロ	BGB 8.0% 03/28/15	1,080,000.00	1,156,874.40	

		BTPS 4.5% 08/01/18	200,000.00	168,666.00	
		BTPS 9% 11/01/23	1,400,000.00	1,475,572.00	
		DBR 6.5% 07/04/27	1,000,000.00	1,463,480.00	
		FRTR 8.5% 10/25/19	2,000,000.00	2,692,160.00	
	小計		5,680,000.00	6,956,752.40 (717,589,010)	
国債証券計				(4,251,826,298)	
地方債証券	アメリカドル	SCDA 8% 02/01/13	4,000,000.00	4,291,776.00	
		SCDA 9.125% 02/15/21	1,240,000.00	1,857,289.36	
		SCDA 9.375% 12/15/20	1,500,000.00	2,268,016.50	
	小計		6,740,000.00	8,417,081.86 (653,502,235)	
	カナダドル	BRCOL 9.0% 08/23/24	2,200,000.00	3,500,596.00	
		ONT 8.1% 09/08/23	2,000,000.00	2,940,560.00	
	小計		4,200,000.00	6,441,156.00 (479,737,298)	
	ニュージーランドドル	ONT 6.25% 06/16/15	3,000,000.00	3,253,770.00	
	小計		3,000,000.00	3,253,770.00 (189,239,263)	
地方債証券計				(1,322,478,796)	
特殊債券	アメリカドル	IBRD 8.625% 10/15/16	5,000,000.00	6,655,450.00	
		RBS 3% 12/09/11	500,000.00	500,340.00	
	小計		5,500,000.00	7,155,790.00 (555,575,535)	
	カナダドル	CANHOU 2.65% 03/15/22	3,000,000.00	2,978,760.00	
		CANHOU 3.8% 06/15/21	2,000,000.00	2,196,940.00	
		CANHOU 4.1% 12/15/18	6,000,000.00	6,742,440.00	
	小計		11,000,000.00	11,918,140.00 (887,663,067)	
	オーストラリアドル	EIB 6.125% 01/23/17	3,500,000.00	3,493,980.00	
		EUROF 6.25% 12/28/18	5,000,000.00	5,200,650.00	
		ICO 6.125% 02/27/14	17,000,000.00	15,890,750.00	
		NAB 5.75% 12/19/13	10,000,000.00	10,354,900.00	
		NSWTC 6% 04/01/16	2,500,000.00	2,692,750.00	
		RENTEN 6% 05/30/13	1,500,000.00	1,539,480.00	
	小計		39,500,000.00	39,172,510.00 (2,987,295,612)	
	イギリスポンド	EIB 5.375% 06/07/21	2,500,000.00	2,798,675.00	
		EIB 8.75% 08/25/17	3,330,000.00	4,356,539.10	
		IADB 9.75% 05/15/15	1,500,000.00	1,916,940.00	

小計		7,330,000.00	9,072,154.10 (1,091,017,252)	
ニュージーランドドル	EIB 6.5% 09/10/14	4,000,000.00	4,262,800.00	
	IADB 7.25% 05/24/12	3,500,000.00	3,573,500.00	
	IFC 7.75% 08/23/12	1,000,000.00	1,035,900.00	
小計		8,500,000.00	8,872,200.00 (516,007,152)	
ユーロ	KFW 4.375% 07/04/18	1,000,000.00	1,122,250.00	
	SFEFR 3.25% 01/16/14	2,500,000.00	2,548,250.00	
小計		3,500,000.00	3,670,500.00 (378,612,075)	
特殊債券計			(6,416,170,693)	
合計			(11,990,475,787)	

(注1)各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における()内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 4銘柄	32.0%	14.8%
	地方債証券 3銘柄	36.8%	
	特殊債券 2銘柄	31.2%	
カナダドル	地方債証券 2銘柄	35.1%	11.4%
	特殊債券 3銘柄	64.9%	
オーストラリアドル	特殊債券 6銘柄	100.0%	24.9%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	42.1%	15.7%
	特殊債券 3銘柄	57.9%	
マレーシアリングット	国債証券 1銘柄	100.0%	5.3%
ニュージーランドドル	国債証券 2銘柄	39.8%	9.8%
	地方債証券 1銘柄	16.2%	
	特殊債券 3銘柄	44.0%	
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	4.0%
韓国ウォン	国債証券 1銘柄	100.0%	5.0%
ユーロ	国債証券 5銘柄	65.5%	9.1%
	特殊債券 2銘柄	34.5%	

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載していますので、ここでは省略しております。

2. JPM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

ファンドの経理状況

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第9特定期間（平成23年5月27日から平成23年11月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１ 財務諸表

ＪＰＭ ＦＯＦｓ用新興国現地通貨ソブリン・ファンドＦ（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (平成23年5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		5,326,906,838	3,311,498,295
未収入金		24,969,547	38,702,030
流動資産合計		5,351,876,385	3,350,200,325
資産合計		5,351,876,385	3,350,200,325
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		25,925,000	12,998,600
未払解約金		24,969,547	38,702,030
未払受託者報酬		143,948	102,936
未払委託者報酬		3,406,771	2,436,149
その他未払費用		95,956	68,614
流動負債合計		54,541,222	54,308,329
負債合計		54,541,222	54,308,329
純資産の部			
元本等			
元本	1	8,641,666,843	6,499,300,447
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	3,344,331,680	3,203,408,451
（分配準備積立金）		6,091,049	7,092,110
元本等合計		5,297,335,163	3,295,891,996
純資産合計		5,297,335,163	3,295,891,996
負債純資産合計		5,351,876,385	3,350,200,325

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

区分	注記 番号	前期 (自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日)	当期 (自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日)
		金額	金額
営業収益	1		
有価証券売買等損益		255,357,430	645,072,066
その他収益		101,846	-
営業収益合計		255,459,276	645,072,066
営業費用			
受託者報酬		936,412	719,062
委託者報酬		22,161,652	17,017,754
その他費用		624,210	479,308
営業費用合計		23,722,274	18,216,124
営業利益又は営業損失 ()		231,737,002	663,288,190
経常利益又は経常損失 ()		231,737,002	663,288,190
当期純利益又は当期純損失 ()	2	231,737,002	663,288,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		9,448,290	5,371,762
期首剰余金又は期首欠損金 ()		4,187,802,894	3,344,331,680
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,091,329,676	1,218,749,681
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		1,091,329,676	1,218,749,681
剰余金減少額又は欠損金増加額		244,660,857	257,896,500
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		244,660,857	257,896,500
分配金		225,486,317	162,013,524
期末剰余金又は期末欠損金 ()		3,344,331,680	3,203,408,451

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1 . 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成23年11月26日および平成23年11月27日が休日のため、信託約款第36条により、当特定期間末日を平成23年11月28日としております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する

る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (平成23年5月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	10,761,810,561円	8,641,666,843円
期中追加設定元本額	613,384,857円	650,900,500円
期中一部解約元本額	2,733,528,575円	2,793,266,896円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,344,331,680円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,203,408,451円であります。
3 特定期間末日における受益権の総数	8,641,666,843口	6,499,300,447口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.6130円 (6,130円)	0.5071円 (5,071円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成22年11月27日 至 平成23年5月26日)	当期 (自 平成23年5月27日 至 平成23年11月28日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程	(自 平成22年11月27日 至 平成22年12月27日)	(自 平成23年5月27日 至 平成23年6月27日)
費用控除後の配当等収益額	29,273,921円	31,917,517円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	3,723,911円	754,378円
分配準備積立金額	913,186円	5,782,708円
当ファンドの分配対象収益額	33,911,018円	38,454,603円
当ファンドの期末残存口数	10,296,312,276口	8,204,201,525口
1万口当たり収益分配対象額	32.93円	46.87円
1万口当たり分配金額	27.00円	44.00円
収益分配金金額	27,800,043円	36,098,486円
	(自 平成22年12月28日 至 平成23年1月26日)	(自 平成23年6月28日 至 平成23年7月26日)
費用控除後の配当等収益額	91,072,385円	70,727,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	4,468,565円	2,712,544円
分配準備積立金額	2,344,393円	1,568,047円
当ファンドの分配対象収益額	97,885,343円	75,007,797円

当ファンドの期末残存口数	10,652,677,142口	8,652,988,412口
1万口当たり収益分配対象額	91.88円	86.68円
1万口当たり分配金額	91.00円	84.00円
収益分配金金額	96,939,361円	72,685,102円
	(自 平成23年 1 月27日 至 平成23年 2 月28日)	(自 平成23年 7 月27日 至 平成23年 8 月26日)
費用控除後の配当等収益額	27,137,265円	13,605,438円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	879,615円	2,177,972円
分配準備積立金額	3,222円	7,560円
当ファンドの分配対象収益額	28,020,102円	15,790,970円
当ファンドの期末残存口数	9,941,589,889口	8,016,716,975口
1万口当たり収益分配対象額	28.18円	19.69円
1万口当たり分配金額	22.00円	18.00円
収益分配金金額	21,871,497円	14,430,090円
	(自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 3 月28日)	(自 平成23年 8 月27日 至 平成23年 9 月26日)
費用控除後の配当等収益額	29,553,799円	15,921,547円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	851,244円	1,293,682円
分配準備積立金額	5,098,697円	8,256円
当ファンドの分配対象収益額	35,503,740円	17,223,485円
当ファンドの期末残存口数	9,620,301,563口	7,669,505,975口
1万口当たり収益分配対象額	36.90円	22.45円
1万口当たり分配金額	30.00円	19.00円
収益分配金金額	28,860,904円	14,572,061円
	(自 平成23年 3 月29日 至 平成23年 4 月26日)	(自 平成23年 9 月27日 至 平成23年10月26日)
費用控除後の配当等収益額	25,026,790円	12,250,228円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	851,914円	1,183,824円
分配準備積立金額	5,564,209円	1,242,442円
当ファンドの分配対象収益額	31,442,913円	14,676,494円
当ファンドの期末残存口数	9,265,197,213口	7,018,241,131口
1万口当たり収益分配対象額	33.93円	20.91円
1万口当たり分配金額	26.00円	16.00円
収益分配金金額	24,089,512円	11,229,185円
	(自 平成23年 4 月27日 至 平成23年 5 月26日)	(自 平成23年10月27日 至 平成23年11月28日)
費用控除後の配当等収益額	25,952,097円	17,994,589円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	794,599円	1,096,293円
分配準備積立金額	6,063,952円	2,096,121円
当ファンドの分配対象収益額	32,810,648円	21,187,003円
当ファンドの期末残存口数	8,641,666,843口	6,499,300,447口
1万口当たり収益分配対象額	37.96円	32.59円
1万口当たり分配金額	30.00円	20.00円
収益分配金金額	25,925,000円	12,998,600円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが当特定期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成23年 5 月26日現在)	当期 (平成23年11月28日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	15,279,951	128,287,726
合計	15,279,951	128,287,726

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１ 有価証券明細表（平成23年11月28日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPM新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	3,806,757,438	3,311,498,295	
合計			3,806,757,438	3,311,498,295	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成23年 5 月26日現在)	(平成23年11月28日現在)
		金額	金額

資産の部			
流動資産			
預金		1,901,687,166	679,962,342
コール・ローン		1,677,305	4,598,747
国債証券		32,900,470,461	21,842,869,872
特殊債券		208,010,880	185,134,995
社債券		3,755,865,805	3,856,565,578
派生商品評価勘定		65,522,770	76,923,668
未収入金		1,091,652,126	-
未収利息		654,551,064	314,576,631
前払費用		103,448,940	39,788,628
流動資産合計		40,682,886,517	27,000,420,461
資産合計		40,682,886,517	27,000,420,461
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		58,157,533	21,399,106
未払解約金		386,182,032	103,124,021
流動負債合計		444,339,565	124,523,127
負債合計		444,339,565	124,523,127
純資産の部			
元本等			
元本	1	39,801,025,583	30,894,280,332
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	437,521,369	4,018,382,998
元本等合計		40,238,546,952	26,875,897,334
純資産合計		40,238,546,952	26,875,897,334
負債純資産合計		40,682,886,517	27,000,420,461

（注）「ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年２月16日から８月15日および８月16日から翌年２月15日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成23年５月26日および平成23年11月28日における同親投資信託の状況であります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。

	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（追加情報）

当期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成23年5月26日現在)	(平成23年11月28日現在)
１ 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	53,453,547,756円	39,801,025,583円
期中追加設定元本額	2,220,266,984円	1,736,274,535円
期中解約元本額	15,872,789,157円	10,643,019,786円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）	28,510,463,603円	20,635,823,481円
ＪＰＭ ＦＯＦｓ用新興国現地通貨ソブリン・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	5,268,948,406円	3,806,757,438円
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	3,204,750,509円	3,068,633,992円
ＪＰＭ新興国現地通貨ソブリン・ファンド（ＳＭＡ専用）	2,816,863,065円	3,383,065,421円
合 計	39,801,025,583円	30,894,280,332円

2 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,018,382,998円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間 末日における受益権の総数	39,801,025,583口	30,894,280,332口
1 口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0110円 (10,110円)	0.8699円 (8,699円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成23年5月26日現在)	(平成23年11月28日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	787,802,279	71,555,558
特殊債券	1,721,379	1,286,280
社債券	318,834,962	249,305,349
合計	1,104,915,862	179,036,071

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成23年5月26日現在)				(平成23年11月28日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)

市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	1,783,212,328	-	1,741,635,514	41,576,814	1,134,552,943	-	1,140,087,709	5,534,766
	メキシコペソ	549,735,294	-	571,938,247	22,202,953	-	-	-	-
	トルコ・リラ	-	-	-	-	215,663,810	-	213,326,628	2,337,182
	南アフリカランド	-	-	-	-	873,917,472	-	866,889,298	7,028,174
	売建								
	アメリカドル	959,735,294	-	963,760,377	4,025,083	1,204,581,282	-	1,215,844,360	11,263,078
	メキシコペソ	559,682,428	-	571,938,247	12,255,819	40,240,200	-	40,313,900	73,700
	ポーランドズロチ	1,223,529,900	-	1,180,509,900	43,020,000	-	-	-	-
	トルコ・リラ	-	-	-	-	158,736,771	-	156,731,516	2,005,255
	南アフリカランド	-	-	-	-	935,575,972	-	866,889,297	68,686,675
合計		5,075,895,244	-	5,029,782,285	7,365,237	4,563,268,450	-	4,500,082,708	55,524,562

（注）１．為替予約の時価の算定方法

（１）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（２）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

２．換算において円未満の端数は切り捨てております。

３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（平成23年11月28日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 6.5% JUN21 M		28,700,000.00	28,246,540.00	
		MEXICO GOVT10% DEC24 M20		208,913,200.00	262,599,714.13	
		MEXICO GOVT10% NOV36 M30		112,573,200.00	136,202,314.68	
		MEXICO GOVT7.75%DEC17M10		76,088,200.00	83,352,340.45	

		MEXICO GOVT8.5%NOV38 M30		42,000,000.00	44,583,000.00	
		MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10		60,953,200.00	68,488,234.58	
	計	銘柄数：	6	529,227,800.00	623,472,143.84	
					(3,416,627,348)	
		組入時価比率：	12.7%		13.2%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN13 NTN		33,700,000.00	35,067,310.10	
		BRAZIL 10% JAN14 NTN		85,010,000.00	87,963,162.39	
		BRAZIL 10% JAN17 NTN		27,550,000.00	27,607,937.65	
		BRAZIL I/L 6% AUG14 NTN		19,400,000.00	42,543,792.60	
	計	銘柄数：	4	165,660,000.00	193,182,202.74	
					(7,928,197,600)	
		組入時価比率：	29.5%		30.8%	
	チリペソ	CHILE GOVT 5.5% AUG20		905,500,000.00	930,582,350.00	
	計	銘柄数：	1	905,500,000.00	930,582,350.00	
					(137,167,838)	
		組入時価比率：	0.5%		0.5%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27		7,945,000,000.00	11,080,812,050.00	
	計	銘柄数：	1	7,945,000,000.00	11,080,812,050.00	
					(439,908,238)	
		組入時価比率：	1.6%		1.7%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT6.9% AUG37 REGS		500,000.00	521,450.00	
		PERU GOVT6.95%AUG31 REGS		8,500,000.00	8,946,930.00	
	計	銘柄数：	2	9,000,000.00	9,468,380.00	
					(271,458,454)	
		組入時価比率：	1.0%		1.0%	
	ウルグアイペソ	URUGUAY I/L 3.7% JUN37		59,635,000.00	69,949,132.66	
	計	銘柄数：	1	59,635,000.00	69,949,132.66	
					(270,003,652)	
		組入時価比率：	1.0%		1.0%	
	ドミニカペソ	DOMINICA15.95% JUN21REGS		117,500,000.00	113,073,657.50	
	計	銘柄数：	1	117,500,000.00	113,073,657.50	
					(228,408,788)	
		組入時価比率：	0.8%		0.9%	
	トルコ・リラ	TURKEY GOVT 0% NOV12		1,000,000.00	910,500.00	
		TURKEY GOVT 10% JUN15		13,700,000.00	13,534,230.00	
		TURKEY GOVT 10.5% JAN20		6,125,000.00	6,275,858.75	
		TURKEY GOVT 16% AUG13		6,080,000.00	6,575,520.00	
		TURKEY GOVT 16% MAR12		9,935,000.00	10,086,608.10	
	計	銘柄数：	5	36,840,000.00	37,382,716.85	
					(1,543,532,378)	
		組入時価比率：	5.7%		6.0%	

	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% FEB16 16/C		270,000,000.00	233,819,460.00	
		HUNGARY 6.75% NOV17 17/A		749,000,000.00	656,571,902.00	
		HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		820,000,000.00	726,059,160.00	
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		363,650,000.00	349,693,113.00	
	計	銘柄数：	4	2,202,650,000.00	1,966,143,635.00	
					(649,220,628)	
		組入時価比率：	2.4%		2.5%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.25% APR13		8,500,000.00	8,537,825.00	
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		112,870,000.00	117,384,800.00	
	計	銘柄数：	2	121,370,000.00	125,922,625.00	
					(2,879,850,433)	
		組入時価比率：	10.7%		11.1%	
	ロシアルーブル	RUSSIA 7.85% MAR18 REGS		20,000,000.00	20,174,000.00	
	計	銘柄数：	1	20,000,000.00	20,174,000.00	
					(49,829,780)	
		組入時価比率：	0.2%		0.2%	
	マレーシアリングgit	MALAYSIA 4.262% SEP16		13,000,000.00	13,552,890.00	
		MALAYSIA 4.378% NOV19		30,000,000.00	31,390,500.00	
		MALAYSIA 4.709% SEP26		6,600,000.00	7,088,136.00	
	計	銘柄数：	3	49,600,000.00	52,031,526.00	
					(1,269,569,234)	
		組入時価比率：	4.7%		4.9%	
	フィリピンペソ	PHIL GOVT7.75%FEB20 1050		50,000,000.00	56,875,000.00	
	計	銘柄数：	1	50,000,000.00	56,875,000.00	
					(100,668,750)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	インドネシアルピア	INDON 9.5% JUL31 FR54		15,900,000,000.00	18,591,393,000.00	
	計	銘柄数：	1	15,900,000,000.00	18,591,393,000.00	
					(161,745,119)	
		組入時価比率：	0.6%		0.6%	
	南アフリカランド	S.AFRICA10.5% DEC26 R186		77,666,667.00	89,482,097.05	
		S.AFRICA13.5% SEP15 R157		94,000,000.00	113,458,000.00	
		S.AFRICA6.75% MAR21 R208		77,000,000.00	69,623,400.00	
	計	銘柄数：	3	248,666,667.00	272,563,497.05	
					(2,496,681,632)	
		組入時価比率：	9.3%		9.6%	
	小計				21,842,869,872	
					(21,842,869,872)	
特殊債券	コロンビアペソ	EPM 8.375% REGS		4,500,000,000.00	4,663,350,000.00	
	計	銘柄数：	1	4,500,000,000.00	4,663,350,000.00	
					(185,134,995)	

		組入時価比率：	0.7%		0.7%	
	小計				185,134,995	
					(185,134,995)	
社債券	アメリカドル	BCS VAR GHS DEC11 CLN		2,390,000.00	2,236,084.00	
		CITI VAR GHS MAR13 CLN		5,090,000.00	4,491,925.00	
		CITI VAR IDR NOV20 CLN		16,578,849.00	19,510,155.29	
		CITI VAR RUB NOV14 CLN		12,200,000.00	10,584,720.00	
		DB VAR IDR 22DEC13 CLN		4,140,000.00	5,549,463.00	
	計	銘柄数：	5	40,398,849.00	42,372,347.29	
					(3,289,789,043)	
		組入時価比率：	12.2%		12.7%	
	インドネシアルピア	DB 9.5% IDR JUL31 CLN A		39,200,000,000.00	48,267,352,000.00	
	計	銘柄数：	1	39,200,000,000.00	48,267,352,000.00	
					(419,925,962)	
		組入時価比率：	1.6%		1.6%	
	ウクライナフリブナ	GS 5.5% UAH SEP15 CLN		19,280,000.00	15,139,234.40	
	計	銘柄数：	1	19,280,000.00	15,139,234.40	
					(146,850,573)	
		組入時価比率：	0.5%		0.6%	
	小計				3,856,565,578	
					(3,856,565,578)	
	合計				25,884,570,445	
					(25,884,570,445)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年12月30日現在）

資産総額	3,477,132,126 円
負債総額	7,765,623 円
純資産総額（ - ）	3,469,366,503 円
発行済口数	5,759,463,455 口

1口当たり純資産額（ / ）	0.6024 円
----------------	----------

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）名義書換

該当事項はありません。

（ロ）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（ハ）譲渡制限

該当事項はありません。

（ニ）振替受益権の取扱い

本ファンドの受益権は、社振法の適用を受けています。

受益証券の不発行

委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 委託者は、前記1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によ

るほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

平成23年12月30日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年間にける資本金の額の増減	なし

（ロ）会社の機構

経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはなりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となります。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

運用体制

[PLAN(計画)]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、投資企画部長、営業企画部長等10名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[DO(実行)]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[CHECK(検証・評価)]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティコントロールを行います。

また、ファンドの投資信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や投資信託約款等の遵守

状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成23年12月30日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託は次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	165	1,259,053
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	165	1,259,053

3【委託会社等の経理状況】

（イ）委託者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ）委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度の中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
--	-------------------------	-------------------------

資産の部

流動資産

現金及び預金	2	5,642,056	2	6,223,302
前払金		6,819		-
前払費用		35,081		34,720
未収委託者報酬		942,664		953,916
未収運用受託報酬		48,083		42,516
繰延税金資産		44,119		50,152
その他		129		34
流動資産合計		6,718,954		7,304,641
固定資産				
有形固定資産				
建物		49,765		38,802
器具備品		26,485		27,919
有形固定資産合計	1	76,250	1	66,721
無形固定資産				
ソフトウェア		95,682		91,774
その他無形固定資産		126		1,415
無形固定資産合計		95,808		93,189
投資その他の資産				
投資有価証券		245,516		239,090
敷金・保証金		238,033		228,451
長期前払費用		449		409
繰延税金資産		55,356		80,017
その他の投資		225		195
投資その他の資産合計		539,579		548,164
固定資産合計		711,639		708,076
資産合計		7,430,593		8,012,717

（単位：千円）

	前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	16,838	18,485
未払金	520,453	495,343
未払収益分配金	130	130
未払手数料	2 454,590	2 452,781
その他未払金	65,733	42,432

未払費用	2	126,959	2	135,706
未払法人税等		174,433		220,711
未払消費税等		11,758		25,316
賞与引当金		70,599		79,835
流動負債合計		921,042		975,399
固定負債				
退職給付引当金		122,901		171,115
固定負債合計		122,901		171,115
負債合計		1,043,943		1,146,514
純資産の部				
株主資本				
資本金		300,000		300,000
利益剰余金				
利益準備金		50,500		53,500
その他利益剰余金				
別途積立金		5,100,000		5,100,000
繰越利益剰余金		942,449		1,421,205
利益剰余金合計		6,092,949		6,574,705
株主資本合計		6,392,949		6,874,705
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		6,299		8,501
評価・換算差額等合計		6,299		8,501
純資産合計		6,386,650		6,866,203
負債・純資産合計		7,430,593		8,012,717

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成21年4月1日	(自	平成22年4月1日
	至	平成22年3月31日)	至	平成23年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		8,637,673		8,619,288
運用受託報酬		108,227		126,038
営業収益合計		8,745,901		8,745,326
営業費用				
支払手数料	1	4,414,750	1	4,301,606
広告宣伝費		123,104		67,247

公告費	2,520	2,744
受益証券発行費	95	-
調査費	835,300	898,998
調査費	85,751	87,937
委託調査費	747,629	809,173
図書費	1,918	1,887
営業雑経費	650,397	640,623
通信費	10,735	11,303
印刷費	164,695	152,354
協会費	9,726	10,102
諸会費	594	594
情報機器関連費	429,265	433,365
その他営業雑経費	35,380	32,903
営業費用合計	6,026,169	5,911,221
一般管理費		
給料	1,313,847	1,315,974
役員報酬	34,470	38,295
給料・手当	1,098,871	1,062,048
賞与	180,505	215,631
退職給付費用	52,327	63,772
役員退職慰労金	1,980	-
福利費	148,136	156,648
交際費	1,771	1,350
旅費交通費	43,688	31,880
租税公課	17,962	17,981
不動産賃借料	238,033	238,033
寄付金	3,745	7,972
減価償却費	58,878	57,385
敷金償却	-	2,804
諸経費	101,459	91,394
一般管理費合計	1,981,829	1,985,197
営業利益	737,901	848,907

（単位：千円）

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
営業外収益	

受取配当金		1,046		1,280
有価証券利息		257		-
受取利息	1	6,564	1	14,783
投資有価証券売却益		1,179		756
その他		3,344		1,877
営業外収益合計		12,393		18,697
営業外費用				
投資有価証券売却損		12,836		480
固定資産除却損	2	1,136		-
その他		820		242
営業外費用合計		14,794		722
経常利益		735,501		866,883
特別損失				
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額		-		6,776
特別損失合計		-		6,776
税引前当期純利益		735,501		860,106
法人税、住民税及び事業税		333,431		377,534
法人税等調整額		30,837		29,183
法人税等合計		302,594		348,350
当期純利益		432,906		511,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	47,500	50,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000

当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,100,000	5,100,000
当期変動額		
別途積立金の積立	1,000,000	-
当期変動額合計	1,000,000	-
当期末残高	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,542,542	942,449
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	432,906	511,755
別途積立金の積立	1,000,000	-
当期変動額合計	600,093	478,755
当期末残高	942,449	1,421,205
利益剰余金合計		
前期末残高	5,690,042	6,092,949
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,092,949	6,574,705
株主資本合計		
前期末残高	5,990,042	6,392,949
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,392,949	6,874,705

（単位：千円）

前事業年度	当事業年度
（自 平成21年4月1日	（自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日）	至 平成23年3月31日）

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	24,962	6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	18,662	2,202
当期末残高	6,299	8,501
評価・換算差額等合計		
前期末残高	24,962	6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	18,662	2,202
当期末残高	6,299	8,501
純資産合計		
前期末残高	5,965,080	6,386,650
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	421,569	479,553
当期末残高	6,386,650	6,866,203

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準 及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価 法によっております。（評価差額は、全 部純資産直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定してありま す。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によってお ります。	其他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2 固定資産の減価償却の 方法	有形固定資産 定率法によっております。 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）につ いては、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法によっております。	有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左
3 引当金の計上基準	（１）賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支 給見込額に基づき計上しております。	（１）賞与引当金 同 左

	(2) 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	(2) 退職給付引当金 同 左
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
-	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が2,804千円減少し、税引前当期純利益が9,581千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 38,352千円 器具備品 96,447千円 計 134,799千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 49,316千円 器具備品 113,320千円 計 162,636千円
2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 預金 3,498,856千円 未払手数料 353,462千円 未払費用 119,557千円	2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 預金 3,477,508千円 未払手数料 333,570千円 未払費用 123,687千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,065,257千円 受取利息 1,030千円	1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 3,761,890千円 受取利息 6,579千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 器具備品 1,136千円	
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成21年3月31日	平成21年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

（1）配当金の総額 30,000千円

（2）配当金の原資 利益剰余金

- (3) 1株当たり配当額 5,000円
- (4) 基準日 平成23年3月31日
- (5) 効力発生日 平成23年6月29日

(リ - ス取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注

２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	5,642,056	5,642,056	-
(2)未収委託者報酬	942,664	942,664	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	46,016	46,016	-
(4)未払金	(520,453)	(520,453)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,642,056	-	-	-
未収委託者報酬	942,664	-	-	-

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未

収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	-
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	39,590	39,590	-
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	-	-	-
未収委託者報酬	953,916	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

１．その他有価証券

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	5,362	6,387	1,025
小計	5,362	6,387	1,025
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,275	39,628	11,646
小計	51,275	39,628	11,646
計	56,637	46,016	10,621

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
74,035	1,179	12,836

当事業年度（平成23年3月31日現在）

１．その他有価証券

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	50,925	36,515	14,409
小計	50,925	36,515	14,409
計	53,925	39,590	14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務及びその他に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>122,901千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>122,901千円</td></tr> </table> (1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>52,327千円</td></tr> </table> (1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,326千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。	退職給付債務	122,901千円	退職給付引当金	122,901千円	退職給付費用	52,327千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務及びその他に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>171,115千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>171,115千円</td></tr> </table> (1) 同左 (2) 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>63,772千円</td></tr> </table> (1) 同左 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,307千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 同左	退職給付債務	171,115千円	退職給付引当金	171,115千円	退職給付費用	63,772千円
退職給付債務	122,901千円												
退職給付引当金	122,901千円												
退職給付費用	52,327千円												
退職給付債務	171,115千円												
退職給付引当金	171,115千円												
退職給付費用	63,772千円												

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)

未払事業税	15,392千円	未払事業税	17,667千円
賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円	賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円
有価証券評価差額	4,321千円	有価証券評価差額	5,832千円
その他	1,025千円	その他	4,558千円
繰延税金資産 合計	99,475千円	繰延税金資産 合計	130,169千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		同左	

（持分法損益等）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。	同左

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	4,065,257	未払 手数料	353,462
							投資助言費用 の支払	609,879	未払費用	119,557

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	3,761,890	未払 手数料	333,570
							投資助言費用 の支払	692,451	未払費用	123,687

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,064,441円67銭	1株当たり純資産額	1,144,367円30銭
1株当たり当期純利益	72,151円14銭	1株当たり当期純利益	85,292円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について		同左	

ては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	432,906千円	511,755千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	432,906千円	511,755千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間貸借対照表

（単位：千円）

第26期中間会計期間末

（平成23年9月30日）

資産の部

流動資産

現金及び預金	6,348,503
未収委託者報酬	931,255
未収運用受託報酬	30,340
繰延税金資産	42,883
その他	46,838
流動資産合計	7,399,822

固定資産

有形固定資産

建物	25,631
器具備品	22,797
有形固定資産合計	1 48,428

無形固定資産 80,075

投資その他の資産

投資有価証券	230,782
敷金・保証金	222,422
繰延税金資産	95,717
その他	754
投資その他の資産合計	549,677
固定資産合計	678,181
資産合計	8,078,003

負債の部

流動負債	
未払金	489,894
未払費用	119,669
未払法人税等	143,080
賞与引当金	76,075
その他	2 32,182
流動負債合計	860,902
固定負債	
退職給付引当金	188,834
固定負債合計	188,834
負債合計	1,049,736

（単位：千円）

第26期中間会計期間末

（平成23年9月30日）

純資産の部

株主資本	
資本金	300,000
利益剰余金	
利益準備金	56,500
その他利益剰余金	
別途積立金	5,100,000
繰越利益剰余金	1,583,847
利益剰余金合計	6,740,347
株主資本合計	7,040,347
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	12,079
評価・換算差額等合計	12,079
純資産合計	7,028,267

負債純資産合計

8,078,003

中間損益計算書

（単位：千円）

第26期中間会計期間		
（自 平成23年4月1日		
至 平成23年9月30日）		
営業収益		
委託者報酬		4,032,339
運用受託報酬		51,906
営業収益合計		4,084,245
営業費用		
一般管理費	1	987,887
営業利益		330,990
営業外収益	2	14,771
営業外費用		75
経常利益		345,686
特別損失	1	16,061
税引前中間純利益		329,624
法人税、住民税及び事業税		139,960
法人税等調整額		5,977
法人税等合計		133,982
中間純利益		195,641

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第26期中間会計期間		
（自 平成23年4月1日		
至 平成23年9月30日）		
株主資本		
資本金		
当期首残高		300,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		300,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		53,500
当中間期変動額		
剰余金の配当に伴う積立		3,000
当中間期変動額合計		3,000

当中間期末残高	56,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	5,100,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,421,205
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	162,641
当中間期末残高	1,583,847
利益剰余金合計	
当期首残高	6,574,705
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	165,641
当中間期末残高	6,740,347
株主資本合計	
当期首残高	6,874,705
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	165,641
当中間期末残高	7,040,347
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,501
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	3,578
当中間期末残高	12,079
評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,501
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	3,578
当中間期末残高	12,079
純資産合計	
当期首残高	6,866,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578

当中間期変動額合計

162,063

当中間期末残高

7,028,267

重要な会計方針

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により

算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第26期中間会計期間末

（平成23年9月30日）

1 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	62,486千円
-----	----------

器具備品	119,721千円
------	-----------

計	182,208千円
---	-----------

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日）

1 減価償却実施額

有形固定資産	20,670千円
--------	----------

無形固定資産	15,864千円
--------	----------

2 営業外収益の主要項目

受取利息	10,373千円
------	----------

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
-------	-----	------	------	----------

普通株式（株）	6,000	-	-	6,000
---------	-------	---	---	-------

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

（リ・ス取引関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,348,503	6,348,503	-
(2)未収委託者報酬	931,255	931,255	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	31,282	31,282	-
(4)未払金	(489,894)	(489,894)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第26期中間会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
その他	1,000	1,031	31
小計	1,000	1,031	31
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	50,650	30,251	20,398
小計	50,650	30,251	20,398
計	51,650	31,282	20,367

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第26期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,171,377円87銭
1株当たり中間純利益	32,606円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
中間純利益	195,641千円
普通株式に係る中間純利益	195,641千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （イ）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （ロ）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （ハ）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（二）および（ホ）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （ニ）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （ホ）前記（ハ）および（二）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（イ）委託者の定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

住友信託銀行株式会社（受託者および指定販売会社）

1) 資本金の額

平成23年9月末日現在 342,037百万円

2) 事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

平成24年4月2日より募集の取扱いはい行いません。

株式会社 S B I 証券（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成23年9月末日現在 47,937百万円

2) 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

楽天証券株式会社（指定販売会社）

1) 資本金の額

平成23年9月末日現在 7,495百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

カブドットコム証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年9月末日現在 7,196百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（イ）受託者は、以下の業務を行います。

投資信託財産の保管・管理

投資信託財産の計算

投資信託財産に関する報告書の作成

その他前記の業務に付随する業務

（ロ）指定販売会社は、以下の業務を行います。

受益権の募集・販売の取扱い

追加設定の申込受付事務

受益者に対する収益分配金の再投資事務

受益者に対する一部解約等の事務

受益者に対する受益権の買取

受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

受益者に対する運用報告書の交付

その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

3【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）

その他の前記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成23年9月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

本ファンドについては、当該特定期間において以下の書類を提出しています。

提出年月日	書類名
平成23年6月28日	臨時報告書
平成23年8月26日	有価証券報告書
平成23年8月26日	有価証券届出書

平成23年9月28日	臨時報告書
------------	-------

独立監査人の監査報告書

平成24年1月13日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

石 井 勝 也

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている住信 世界ハイインカム債券オープン（毎月決算型）の平成23年6月7日から平成23年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信 世界ハイインカム債券オープン（毎月決算型）の平成23年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月27日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 勝 也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。